

令和 7 年

新 城 市 教 育 委 員 会

8 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和7年8月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 8月22日（金） 午後1時30分から午後2時48分まで

2 場 所 新城市学校給食センター 1階 会議室

3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 夏目みゆき教育委員
青山芳子教育委員 原田真弓教育委員 伊藤雅朗教育委員

4 説明のため出席した職員

原田教育部長	大藏教育総務課長	菅野学校給食課長
安井学校教育課長	河口生涯共育課長	中村生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事	浅井生涯共育課参事	伊藤学校給食課主事

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

(1) 令和7年6月開催定例会の会議録について

日程第2

(1) 教育長報告

日程第3

(1) 協議事項

ア 学区制の柔軟化について

イ 学校給食センターの見学受入れ開始について

日程第4

(1) 報告事項

ア 行事・出来事（8月、9月）について

閉 会

○職務代理者

定刻までにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和7年8月新城市教育委員会定例会議を開催いたします。

日程第1 (1) 令和7年6月開催定例会の会議録について

○職務代理者

日程第1、令和7年6月開催会議録についてです。

会議録の内容についてご質問等がありましたら、お願いします。

ないようでしたら、会議録について承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございました。

全員挙手ですので、会議録について承認といたします。

日程第2 (1) 教育長報告について

○職務代理者

次に、日程第2、教育長報告です。教育長、よろしくお願いします。

○教育長

お願いします。

今日、車で向かうときに、車外の気温が37度、38度となっておりました。ラトビアから戻って参りましたが一番の違いは、気温の差です。最高気温が23度、24度。私毎朝走っているものですから、ラトビアでも走りました。朝走ったときには、息が白かったのです。最低気温は10度ぐらいということです。向こうの国営放送からインタビューを受けて、新城との共通点とそして違いを挙げてくださいと言ったので、日本の猛暑のことを話しました。共通点は、やっぱり自然の美しさ、人の温かさ、そこについて放送局の人はラトビア語で話すのですが、通訳を介して英語で話してくれるものですから僕は英語で答える。そういうインタビューでした。久しぶりに英語慣れして、19日の教職員会では挨拶も英語でさせてもらいました。それがこちら1枚用紙の内容です。挨拶が終わって懇親会が始まって、教員2年目の先生が私のところにやってきて、先生の挨拶、新城しか分かりませんでしたと言われたので、校長会議で、きちんと和訳も付けて渡しますので一度読んでおいてねと話しました。実はこの和訳、ChatGPTで和訳したものです。びっくりしました。私が使う日本語よりもかなり水準の高い、そして無駄な言葉がない、そして的確な日本語になっています。恐ろしいですね。そのぐらい重宝できると思います。

一方、19日の教職員会の情報交換会で磯村先生が講演をされました。その講演の主な内容は、とにかくスマホをやったら中毒になって、いいこと何もないという話でした。ドーパミンという物質が出なくなる。つまり刺激を求めるのだけれども、スマホの刺激があまりにも強過ぎて、それを幼少期から与え続けるともうその刺激以上の刺激を求める、そんなことは実際にはむりなので様々な面で問題が生じてくる。そんな概要でした。ICTを使った教育はどうなのでしょう。磯村先生は否定的に捉えられています。紙を使った学びのほうのはるかに子供の力が伸びていく、そういうお考えです。これについては、一番有名なのは東大名誉教授の佐藤学先生は、いつもこのICTあるいはパソコンを使った学習というのを否定的に捉えられてい

ます。我々がよくよく考えていかないと、これから大きな支障が生じてくると思っています。

前後しますけれども、ラトビアで教育について話合いがされました。集まったのが11か国11都市ですけれども、全ての自治体で教育から大きな課題になっている事例を挙げます。イギリスの報告です。中学生にアンケートをとったら、4割の生徒が過去1年にいじめを受けている。4割ですよ。そういうふうに報告がありました。あと中学校の教師にアンケートをとったら、35%の教師が子供から過去1年の間に暴力を受けている。それも、日本と程度が違います、武器を使ったりあるいはパソコンを壊されたりする、そんなものも含めて暴力を受けている。それと先ほど合わせた、磯村さんのお話とどうもマッチングするような気がします。実は以前にも話をしましたが、30年前私はイギリスで半年過ごしました。そのときにはもう携帯文化、本当にどの方も携帯を持っている、そういうふうな生活をされてました。多分日本よりも10年先を行っています。例えばスマホも、ラトビアもそうでしたけれども小学校1年生からみんな持っています。でもそれをやってしまうと、やっぱり物事の判断ができない。人の心の温かみだとか、そういうことが感じられない子になってしまう。日本でも10年たてばそういうふうになってくるかもしれない。今だからこそ数%の不登校になっているけれども、今イギリス4分の1です。4分の1の子が不登校です。そういうことが起こってくる。学校が必要とされない、そういう危機感をきちっと持っていないといけないなということを感じました。さらに磯村先生のお話非常に刺激的だったので、新都市に提案したのは、あの話をもしこども園、園児の保護者あるいは小学生の保護者にきちっと聞いていただいたらどうだろうかということをやったら、大賛成だと言っていました。今一番大事なのが家庭教育で、その家庭、親との触れ合いが本当にクエスチョンマークが幾つか付くような形になってきつつある。その辺りを、これから教育委員会としても考えていく必要があると感じています。

以上報告させていただきます。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告についてご質問等ありましたら、お願いします。

○教育委員

講演を聴いてみて、「スマホは切り離して考えろ」とそれもよく分かるし、「紙での媒体が非常に良い」ということも分かります。しかし、あまりにもスマホ、アイパッド、ICTに至るまで全て悪いというような否定的なご意見だったと思うのですね。でも、ICTを推進する方も必ずいるので、僕らはやっぱりICTの善悪をよく知って使っていく、それが大事だなと思います。ある方に一人でアメリカに行くに、どうやって行くのですかと聞くと「スマホのQRコードで予約してアメリカ旅行を計画している」と言われました。だからそういうICTを駆使する、そういう教育も一方では必要ではないかというように自分は感じています。この前の磯村先生の一方的な話だけではなくて、ICTを大事にするという教育も大事だなと思いました。

○教育長

よろしいですか。

○職務代理者

お願いします。

○教育長

私も、今委員が言われたことに賛成です。ずっと英語の勉強から、恥ずかしながら遠ざかっていました。

教育委員会の中で一人英語のスペシャリストがいっぱいいます。その方に、英語の勉強について尋ねたら、Ch a t G P T すごいですよと言われたのです。実はこれ英語の挨拶をつくる時に何をやったかという、まず自分で英語でタブレットに向かって、自分の言いたいことを一人部屋で英語で話をするわけですね。そうするとそれを全部録音してくれて、全部文字起こしをしてくれて、そこで最後に一言、この英文を自然でより分かりやすい英文にしてくださいと頼むのですね、Ch a t G P T に。そうするとこれが出てくるのですよ。3、4分かけて喋ったCh a t G P T に喋った言葉を集約して、万人に分かっていただけるような英語に直してくれる。ここからがまたすごいのですよ。なかなか比喻も利いて感動的な英文だと思いますと褒められるのですね。そうですか、ありがとうございますとそこで会話するのです。できれば1分ぐらいで留めたいのですけれども、じゃあ1分にしますっという感じで。さらにこれを表現しやすいように色付けしましょうか、そういうことも言って、ここで強く発音してほしい単語を打つとゴシックにしてくれるのですね。さらに抑揚も全部付けてくれる。そんなことを学んで、これはすごいなと、特に自分英語で苦しんできましたので英語教育でも苦しんできましたし、自分が英語の学びで苦しんできましたので。何がいかというと、英語を話そうとするとどうしても自信がないわけですよ、100%正しいことを言えないから。でも子供の前で提示する英語はできるだけ正しい方がいい。そこで一生懸命やるのですが、正解は得られない。Ch a t G P T はきちっと教えてくれます。それも数秒です。本当に伊藤委員言われたように、あらゆる面でどういうふうに使っていくのか、それが大事。教師も学ばなければいけないということもこの時期になってようやく分かってきたという感じです。

○職務代理人

ありがとうございました。

そのほかで、ございますか。

ないようでしたら、日程第3、(1)協議事項に移ります。

日程第3 (1) 協議事項

○職務代理人

ア、学区制の柔軟化について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育長

お願いします。

この学区制の柔軟化については、過去2回の教育委員会会議で、そしてメール等も通じて皆様のご意見をいただきながら、今のようになっているまいりました。今回提案するのは、前回ご欠席の委員が二人見えたので、同じものなのですが三つほど前回の会議を終えた後付け加えました。それは、最後の別表2の欄外に書いてある言葉です。このようにします、いかがでしょうかということを読み上げます。

1番、別表1-7、別表2-4、「その他、特別な事情があると教育委員会が認める時」というふうな表現になっていると思いますが、それに該当する場合及び指定変更の判断が難しい場合については、教育委員会会議非公開に諮る」こういうことをして、事務局の負担や判断の誤りになるべく起きないような形にしていきたいと思っています。2番、別表1-4、別表2-3、「転居等により指定された学校と別の学校への就学が適当であると認められるとき」これについては、指定変更の承諾期間等について内規を設ける。つまり今までの従来のこの別表だと、小学5年生、6年生になった場合はこう、あるいは自宅を建てた場合はこう、というふうに事細かに決めてあったのですけれども、それを内規という形で教育委員会のほうで諮り

たいと思います。そのような形で事務局も判断に困らないような対応をしていきたいというのが一つ、あと親がどうしても望む場合についてはできるだけ許容する、認める方向で考えています。最後3番、指定変更制度の周知について。これにはいろいろ意見をいただきました。今持っている案としては、新城市教育委員会のホームページに掲載する。ホームページに掲載することを子供が入学する入学説明会、小学校入学するそのときには大事なお子さんはお預かりするけれども、もし途中でとか何かあった場合については、指定変更という手続きを取ることもできるということを、何かの形で学校あるいは教育委員会から保護者に伝えておく。毎年伝えるということはしませんけれども、保護者の耳に入れておくのは大事だと判断して入学説明会どおりに説明をする。

以上が今日の提案ということでよろしく願いいたします。

○職務代理者

はい、ありがとうございました。

欄外に細かいことについて記載を追加していただいております。

ご意見をお伺いしたいと思います。

お願いします。

○教育委員

すいません。よろしいでしょうか。

この改定案について、少し意見とかちょっと確認したいところとかを伺いたいと思います。

まず初めにこの1、2、3、と、障害があるか、不登校、いじめがあるか、外国籍であるかという子供の実際に関わる教育環境を、ちゃんと守るためにというものが、事由に上げられているというのは大変いいかなと思いますし、分かりやすいと思いました。その後ですけれど、先ほど教育長先生から説明がありましたように、転居されたときというのでこの4に全てがまとめられているということです。先ほど心配してきたこの内規というものについて、やはりどこかに入れたほうがいいかなというのはすごく思っていました。前の段階のときには、本当に事細かく6年生の場合だったら途中だから卒業までだとか、それから中2、中3だと中学変わるということが大きなことなので、2年生からでもそのまま変わらないでいられるとか、変わったほうがいいとかというのも判断ができるというようなことが、全ての人たちにこれから関わっていく全ての人たちにちゃんと分かって、同じ正しい判断ができるようにというので、この文章の中に必要なと思いましたが、今内規を設けられるということでしたので、そちらのほうもきちんとそういう細かい例を出していったほうがいいかなと思いました。またそこは、ありがたいなと思いました。実際そういう方もお見えになったので、実際にこの人はいいと言ったけど、この場合はいいのではないかなとか、あまり混乱しないほうがいいと思いますので、内規は必要だと思いました。それから保護者の通知ということに対しても、やはりこういうものがありますと言うことというのは、1、2、3がとても大きなことだとなると、うちの子がその該当にいるときには必ず相談を学校ですと思いますし、そのときにこういうことがありますよ、もう最終的なことですけれどこういうものもできますよということで、必ずご提示があるかと思いますので、それをプリントにして、毎回毎回配るようなことしなくてもいいかなと思います。やはり学生をきっちり守るというのがまずは第一段階かと思います。それでも必要な人には、こういう変更ができるというものだと思いますので、そちらを重く置いたほうがいいかなと思いました。

はい、以上です。ありがとうございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

趣旨に賛同のご意見というふうに承りました。

そのほかでいかがでしょうか。

○教育委員

ごめんなさい。文字の「承諾の事由」というのが「自由」になっておりますので、「事由」に変えるというところだけ、細かいことでしたけれどもお願いいたします。

○教育長

申し訳ありません。

大事なこと。

ごめんなさい。

○職務代理者

はい、私も趣旨に賛成なのですけれども、内規については年度内の設定をお考えでしょうか。

○教育長

実際には10月、11月ぐらいからきちっと提示したいと思います。今事務局と学校教育課あるいは教育総務課と話を始めたところですので、そこで話した内容を教育委員会議でも最終的に伝えてと思っています。

○職務代理者

分かりました。

はい、お願いします。

○教育委員

先回の定例教育委員会で、教育長から教育委員会として、柔軟化、学区制柔軟化を十分に検討し、メリット・デメリットを十分把握して今回の結論に至ったという話があったので、そこは柔軟化の検討を十分されたということで解釈していいではないかと思いました。それと、別表の1で2番、最初の不登校いじめ等の原因によるというのが、その他の項目に入っていました。それを2という項目にして、きちっと明記したということは、良いと思います。7番の特別な事情があるときについても、取扱事務要綱にも明記してあるので、それを項目の中にきちっと入れられたということについても良いのではないかなと思います。ただ別表1と別表2はどのように違うのですか。

○教育長

別表1については、新城市内に住むお子さん。

別表2については、これ市外というふうなことです。

○教育委員

新城市外で、区域外通学をしたときには受け入れるというふうに考えてもいいということですか。

○教育長

これかなりケースとしては、皆無に近いと思うのですけれども。

○教育委員

実は自分も市内は分かるのだけでも、市外の別表2のこの事務取扱要項の文面、市外から市内へ入ってくる時に適合されるのはどんな場合だろうと思ったので、今質問しています。

○教育長

なるほど。

事務局分かりますか。

○教育部長

実態としては、そうケースはないのですが、区域外、市外からの子も見えます。転居して市外に出ました。だけど中学2年だとか3年なのかということで残りたいというケースが考えられる。

○教育長

つまり例えば、じゃあ新城市のA中学校にいたのだけれども、今度豊川のB中学校に行くのだけれども、例えば中2の途中であったので、豊川に住むけれども中学校を卒業するまでは新城のA中学校で勉強させたいと、そういったときに市外からの指定変更になるかと思うのですけれども。

○教育委員

例えば別表2の1から4の中のどれに当たるのですか。

○教育部長

それでいうと、3ですかね。

基本的に区域外通学は、新城市以外の住んでいる居住地の教育委員会から新城市の教育委員会に連絡があるので、そこで話が整えばいいですけど、どういう場合に承諾しようかということで、ここに目安を書いたというふうに理解しています。

○職務代理者

相談があったときに、対応する特例ということなのですね。

○教育部長

実際にどういう相談があるものか分からないのですが、そういったケースがあり得るかと思います。

○教育長

この中であるとしたら別表2の3だと思います。従来ならば先ほど申し上げたように、豊川の中学校あるいは小学校に就学しなければいけないけれども、新城市外に居住していて卒業するまで就学を認めると、そういうケースが過去にもあったと思いますけれども、その3ぐらいだと思いますが。

○教育委員

例えば1番で言うと、新城小学校に肢体不自由な子どもが入学している。新城小学校では、その子どもに適したスロープや障害に対する環境が整っている。でも、家庭としては豊川へ移転をする。だから住所は豊川にあるのだけれども、新城小学校の教育環境を考えると子どもはそのまま生活する、そのための1であるというふうに考えればいいのですか。

○教育長

そうだと思います。

○教育部長

現状の要綱は、肢体不自由の場合は通学に距離の近い学校へ就学するときという書きぶりになっています。だから一宮の子が一宮の小学校に肢体不自由で通うよりも、新城の学校のほうが近い距離の場合は区域外変更で認めますよというような書きぶりになっているので、新城市の小学校の設備がいいから通いたいですだけじゃなくて、距離が近いということが条件になっていますけれども、それが省いてあります。

○職務代理人

これまで、あるであろうでこれの話が進んできたわけですけども、これを残して問題になるようなことがなければですね。

○教育委員

自分たちが理解するのに、なぜ市外から市内へ入るのにこういう規定があるのかなと思ったので、質問をさせていただきました。

○職務代理人

本日は、その事務取扱要項が添付されていませんので、これだけ見るとそういう印象を受けるわけですけども、指定変更等に関する事務取扱要項によりますと趣旨から述べられておりまして、市内でのことにすることが別表1に表されています。そして区域外就学の承認の要件及び手続ということで、第4条から市外に住所を存する児童生徒の保護者であって、例第9条第1項の規定による教育委員会の承諾を受けようとするものは、区域外就学申請書に別表第2に定める手続に必要な書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。これがあるものですから、別表2がやはり必要になってくるのですね。

よろしいですかね。

関連、その他でございましたらお願いしたいと思います。

○教育委員

では、その他でちょっとこれは確認です。

議事録を読ませていただいたときに、助走期間というのが一つのキーワードとしてありましたけど、これについては、すみません、出席してないので分からないままでおるのですが、途中変わっちゃったからそれでいいではなく、またそこで不具合なり馴染めなかった場合どうするかということまでこの規定の中に入れていくということで検討されているのか、助走期間も必要だよねというただの手段としてのことで検討されたのかということで、教えていただければありがたいです。

○教育長

文面上は何ら変更はないわけですけども、実際に指定変更があった児童生徒については、その後の様子を教育委員会としても把握に努めて、もし問題があるようならば適宜相談に応じる。就学指定変更で保護者が申し出てきているときに、こういった場合はまたご相談くださいね、そういうふうな対応でやっていくということで事務局の者と話しています。

○教育委員

ご説明はされるでしょうし。

○教育長

そうですね。

○教育委員

きっと、変わられたらきっと、また元に戻るかもしれないかっていうのだって、その子の状態によってそれぞれ変わってたと思いますので、寄り添って行くということは当然含まれてるかと思いましたが、記載するということでないということで承知しました。

ありがとうございました。

○職務代理人

はい、ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

ないようでありますので、今後また教育委員会事務局のほうで内規等を整備していただいて、改めてご提示よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

それでは、イに移らせていただきたいと思ひます。

イ、学校給食センターの見学受入れ開始について、事務局から説明をお願いします。

○学校給食課

それでは、新城市学校給食センターの見学受入れについて、をお願いします。

昨年9月に3日に稼働を開始しました新城市学校給食センターでは稼働後1年が過ぎましたが、これまで児童生徒に安定的に給食を提供することに時間を割いており、見学者の受入れ対応を実施しておりませんでした。児童などの保護者をはじめ、広く地域住民などに学校給食の趣旨を理解し深めていただくために、令和7年の9月から見学受入れを開始したいと考えております。本日の説明資料は1ページの次第並びにそれ以降に資料①から⑤を付けてございます。最後にセンターを紹介するための動画を作成しておりますので、そちらをご覧くださいと思ひておりますので、よろしくお願いします。

次第に沿って、進めてます。

まず、見学者の見学を受け入れる対象者としましては、資料の(1)から(3)に記載の方々を対象に、受入れをしたいと考えております。学校からの校外学習の受入れにつきましてはこちらとは別で、6月24日付で学校へ周知し学校からの相談を待っている状況となっております。

見学者の説明内容についてです。資料の2ページの資料①から資料④までの資料並びに動画を用いて、約30分間この研修室でセンターの概要説明を行いたいと考えております。その後3階の見学用通路に移して、調理場の中の様子を見学していただきます。見学時間は移動を含めて30分程度を想定しております。見学が終わりましたらこの研修室へ戻り質疑応答で解散したいと考えております。全体の所要時間は約1時間程度となりますが、この給食センター終わって食品工場の扱いとなりますので施設内を自由に移動できるものではなく、限られた場所しか立ち入ることができません。従いまして、資料の下段のその他、留意事項にも記載しましたとおり、見学当日に体調が優れないような方や、ご家族にノロウイルスなどの感染が認められる方などにつきましては、自己申告していただき見学への参加を控えていただきたいと考えております。

次に、見学時に行う説明の内容です。2ページの資料①をご覧ください。初めに資料の①でセンター移行までの経緯、学校給食センターの稼働後の概要及び提供している給食の内容について説明を行います。次に、資料の10ページの資料の②、調理エリアの平面図と各部屋の写真などを掲載したパンフレット及び調理場の中の説明を行い、資料12、13ページの資料③④で日々の給食の調理がどのような流れで進められているのか実際の作業工程の分かる資料用いて、説明を行う予定で考えております。見学を受入れ時には、主に資料の①②を用いて説明する予定ですので、2ページの資料の①をご覧ください。1枚はねていただきますと、資料の4ページから6ページが学校給食センターに移行するまでの経緯を整理した内容となっております。この内容はセンターの稼働移行前に当時の全保護者に対して配付した周知内容と同じものとなっております。資料の7ページ移行をご覧ください。7ページ移行で学校給食センターの概要を記載してございます。新城市には、二つのセンターがあること、そしてそのセンターがどこの学校を対象に給食を配っているのか、調理は誰が実施しているのかなどを記載しております。

8ページをお願いします。8ページで現在提供している給食の内容について記載してあります。①主食につき

ましては、豊川、豊橋、蒲郡のセンターと異なり、新城市ではこちらのセンターでご飯を炊飯していること、またご飯、パン、麺を週のうちのどのぐらいの割合で提供しているのか、そして給食の提供に至る様々な過程がありますので、それを表にして下段で表示しております。9ページをお願いします。9ページでは、給食費などについて記載してございます。保護者から集金する給食費は全額食材費にだけに充ててること、それ以外にも給食提供に必要となる経費はどのようなもので、それを市で負担していることなどを記載してあります。また、令和7年7月から給食費の額の改定を行っておりますが、保護者負担額は据え置いておりまして、値上げ分は市が負担しているなどを記載してございます。最後にこれまでに新聞に載った給食事故の内容についても、少しだけですが入れております。

以上のように、給食事業の全体像を資料1でまとめておりますので、こちらを一番最初に説明をしたいと考えております。

続いてP10ページの資料の②をお願いします。学校給食センターで実際に給食がどのように作られているのかを、こちらの資料と後ほどお示しする動画で説明をしたいと考えております。こちらのパンフレットの裏面11ページでは、調理エリアの中の様子を示した図面と各部屋の写真を掲載してございます。簡単に説明をしますと、こちらの11ページの食材が図面の左側B1Fと書いたフロアで、この研修室のちょうど真下に当たります。この研修室の真下の検収室辺りで食材を受け取ります。図面で言うと、朱書きで囲いでAと書いたところです。こちらのAと記載された検収室で、食品を検査したり段ボールから食材を取り出して、エレベーターで図の右側の2階へ移動させます。2階はこの研修室の上全体が2階になりますので、この部屋の上は全て調理エリアになっております。

2階に運ばれました食材は、食材ごとに朱書きの囲いでB・Cと書いてございますが、野菜と肉類の部屋に分けられ、それぞれ下処理を行います。その後図の右側のほうに食材は流れて行き、朱書きの囲いでEが煮炊き調理室、Fが揚げ物・煮物調理室、Gが和え物調理室と各部屋に分かれておりますので、当日の献立に応じて部屋に分かれて食材の調理を行います。また真ん中に、EとFの間に緑色でBとありますが、当日献立でアレルギー対応の給食の場合にはこのBの部屋で専用の調理を行って、ほかの食材が混入しないようにアレルギー対応給食をBの部屋で作ります。調理が完了した給食は食缶に詰められ、図面の右側にあります赤囲いのIのコンテナプール・消毒室に運ばれます。このコンテナプールには、配送用コンテナが置いてありますのでコンテナに食缶を詰め、図の右側青矢印の配送と記載してある部分で待機しているトラックの内部にここからコンテナを詰め込み、各学校へ配送します。各給食が学校に届いて食べ終わった後のトラックは回収という矢印のところに戻って参りますので、全ての学校からこの回収口を経て、トラックから使用済みの食器をJと記載されている洗浄室で機械洗浄をして、清潔な状態で翌日に備えられるように処理を行います。

次に最後にですが、資料の3と4をお願いします。資料の3と4につきましては、給食提供するまでに調理のときにどのようなタイムスケジュールで調理をしているのか、間違いが起きないように作業を見える化して調理を進めていることを示す資料となります。この作業工程表や作業動線図は、全ての献立ごとに調理業者が日々作成しております。

以上の資料で見学者に対し説明を行ってまいりたいと考えておりますが、説明資料の意図としては、資料の①で学校給食全体像をまず感じとっていただいて、その後に資料②③④で、この学校給食センターで調理される給食がどのようにして出来上がっているのかをご理解いただけるような説明をしたいと考えております。見学者に対しては、これらの資料で説明の後に動画を見ていただきまして、資料②のパンフレットを持

参してもらい、3階の見学用通路をご案内したいと思っております。

それでは紙の資料の説明は以上で動画をご覧ください。

【動画音声】

新城市学校給食センターは、令和6年7月に完成しました。9月から実際に市内の小中学校へ給食を届けています。給食センターでは、一日当たり約3,500食の給食を作っています。給食センターは3階建てで、1階は食材の受入れ、2階は調理エリア・展示スペース、3階は見学通路になっています。それでは給食ができるまでの流れを紹介します。食材は、給食センター正面の荷受け室で受け取ります。荷受け室では注文した数が正しく届いているか、鮮度に問題がないか、目視や温度計を使い厳しくチェックします。チェックをした食材は、エレベーターを使い2階へ運びます。2階に運ばれた食材は、調理が始まるまで冷蔵庫や、冷凍庫で適切に保管します。ここでは、野菜の洗浄を行います。野菜の洗浄は3層に分かれたシンクで、汚れや異物がないか丁寧に確認しながら行います。ここでは、魚・肉の下味をつけたり、卵の殻を割ったりする下処理を行います。異物がないか丁寧に確認し、調理の工程に合わせて仕分をします。調味料は食品庫から取り出し、仕分室で献立に合わせて軽量します。給食センターの調理エリアは、食材の荷受けや皮むき洗浄の下処理を行う汚染作業区域と、切り分けや加熱調理などを行う非汚染作業区域に分かれています。汚染作業区域と非汚染作業区域がつながる部分は、食材のみが移動するようパススルー式のカウンターや冷蔵庫を設置し、調理委員が行き来しないようになっています。下処理をされた野菜は、上処理室へ運ばれてきます。上処理室では、スライサーを使ってカットします。また、生揚げなど包丁を使ってカットする食材もあります。カットが終わった食材は、釜で調理する量ごとにコンテナに入れて仕分けておきます。煮炊き調理室では、肉や野菜など下準備が終わった食材を大きな回転窯で調理します。献立や配送の順番に合わせて8台の釜を使い分け、複数の献立を同時に調理します。味や加熱に問題がないかを確認し、人数表を確認しながらクラスごとに配缶を行います。揚げ物・焼き物調理室にはフライヤーやスチームコンベクションオーブンがあります。フライヤーは献立に合わせて、温度や揚げ時間を設定することができ、むらなく揚げることができます。スチームコンベクションオーブンは蒸気を使い、ふっくらとした仕上げで調理ができます。給食センターでは、米の洗米から炊飯・蒸らしなど一連の流れを炊飯システムを使い、半自動で行っています。アレルギー対応調理室では、専属の調理委員がアレルギー除去食の調理をします。アレルギー除去食は専用の個別容器、籠に入れて運びます。各調理室で調理された給食は、コンテナ室に運び込まれ学校ごとのコンテナへ収納されます。配送車へ積み込み、各学校へ出発します。新城市では、食器と給食を2段階に分けて配送することで効率的に配送を行っています。給食の時間が終わり、各学校から戻ってきた食器や食缶を積んだコンテナは、ドックシェルターから洗浄室へ搬入します。洗浄室には、様々な洗浄機が並びます。食器や食缶はそれぞれ専用の洗浄機を使って隅々まで洗浄します。食器や食缶を取り出して空になったコンテナは、コンテナ洗浄機を使い丸ごと洗浄します。洗浄後の食器や食缶は数を確認し、消毒保管庫で90度以上の熱風を90分間当てて隅々まで消毒します。これで、学校給食センターの1日の作業が終了します。

○学校給食課

以上のような感じで、紙と動画最後に見学通路をご案内しながら、給食事業の理解を深めるような見学受入れをしたいと考えております。説明は以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

感想、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

はい、お願いします。

○教育委員

改めて素晴らしい設備でよかったなと思います。本当に安心して子供たちが給食を食べることができるということ本当に確認いたしました。特に、卵を割っているときにエプロンに卵と書いてあった、あれも卵割るとき専用ということ。

○学校給食課

各部屋ごとにエプロンは全て専用のエプロンなどで、卵着てお肉の部屋に行くとかそういう行き来は一切しないような形となっておりますので。

○教育委員

そういうことなのですね。徹底して。

○学校給食課

部屋ごとの移動は、基本的に全部着替えて次の工程進む流れを徹底してやっています。

○教育委員

しかも最後出たところまで、全身シャワーのように殺菌して保管されるということで、本当に素晴らしいものができたなと思っております。一つ心配がよぎったのは、これは停電になったときはどのようなことになるのでしょうか。

○学校給食課

自家発電装置を備えておりますので、全部の調理場の中が動かせるかどうか電力の供給が整うかどうかは微妙なところはありますが、最低限の機械は動かせるというふうには聞いております。

○教育委員

そうですか。幸いなことにそういったことも今まだ起きていないということだと思っておりますけれども、何が起こるか分からないという今時代になってきたと思いますので、ちょっとその辺のマニュアルきちんとできていると、そういうときも安心かなと思いました。 以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。ほかの方でございますか。

はい、どうぞ。

○教育委員

見学を希望する団体があったとします。まず、その団体の駐車場はどこになるのかということが1点。2点目は、何台ぐらいそこに停めることができるのですか。3点目は、先日大村知事が記者会見をして、コロナが最近どんどん広がっていると話していました。新都市でコロナが流行っていた頃に、学校の入口に、自動で体温を測定するな機械を設置し、消毒をしっかりとしていました。見学を希望する方々に、そういう配慮はしなくていいのですか。そこのとこ教えてください。

○学校給食課

まず駐車場ですが、今日止めていただいた駐車場が使えます。普段はそんなに駐車されることはないのもそこを使用していただきご相談のあった際にも乗り合わせでお願いしますということはお伝えはします。そ

れでも止めきれないときは、このセンターの敷地の道路挟んだ反対側に、職員用の駐車場が広く取ってありますので、ちょっと歩きますがそちらに停めてもらって歩いてもらうことも想定しています。

市役所の入り口にあるような体温計は用意はしてないですが、入り口のところには手指消毒は置いてあるので、協力を願うということをお願いしておきたいと思っております。

○職務代理者

ありがとうございました。

ほかの方でいかがですか。

はい、お願いします。

○教育委員

お願いします。資料①のところに、共同調理場移行までの検討経過ということで表になっておりまして、この長きにわたりいろいろな検討がされたということが記載されておりました。今、なぜここに給食センターだったのかということがもう一度改めて分かるというか、どのような経過でここになっていったかということも、しっかり読めばということですがけれど絶対さっと見ただけでは分からないと思いますし、いろいろなこと分かってほしいこともたくさんありますけれど、でもこれだけの回数いろいろな検討がされて、新城にも必要なんだということを伝えることができたというものだけ大変ありがたいなと思いますし、実際にまだスライドやこの建物を見たり、学校で子供たちがおいしそうに給食食べているのを見ると、本当に安全でよりよいものができたのではないかなという思い、すごく見学会が始まるということで感じることができました。本当によかったです。ありがとうございました。

それからもう一点ですけれど、こうやって見学をするということに対してですと、見学会には、定員とかそんなに大勢で来るわけではないでしょうけど、子供さんたちだったら、各学年多い所だったら一斉に来るわけではないでしょうけども、どのくらいという定員があるものなのでしょうか。その辺も教えてください。

○学校給食課

一般の方をお願いするのは、一人で来たいという方は対応職員の時間の都合もありますので、この研修室が40人ぐらいは入れますので、5人から40名を一回の受入対象としていきたいと考えています。

○教育委員

ありがとうございました。

○学校給食課

ただ学校からのその見学相談については、個別に状況を伺いながら学校の都合もあると思いますのでそこは調整し、お見せする内容も学校と相談しながらやっていければいいなと思っているところです。

○教育委員

学年にもよるでしょうし、何人来るかで変わってくるかと思いますが、よろしくお願いします。これは蛇足になるかもしれませんが、今ティーズで豊橋のほうの見学会というのか、体験、学習会みたいなのを夏休み中に開くということで、大釜に水を入れてペットボトルのキャップを浮かべて、それをすくい上げながらこういう体験をして、学校給食ではこんなふうにして作ったりしているのですよとかっていうのもやっている映像が流れていたのですが、将来的にはそのようにして夏休み中に体験することで調理場を体験する、調理を体験する、学校給食こんなふうに見えるということを知ることが出来る、親子そろってそういう体験ができるようなことまで検討するのでしょうか。それともここにはもう食品工場なので、立入りは禁止です、もちろんその方たちが皆さん検便やったりとか絶対安心が何も保菌者ではないということ、確実に取

らなければ入れないと思うのですが、豊橋でそのような映像があったので、そのようなことができるものなのかどうかというのだけ、ちょっと分かっていたら教えてください。

○学校給食課

まず今年、去年の9月から始めてようやく1年が過ぎまして、長期間が、長期のここのセンターが稼働しないタイミングが夏休みでした。夏休みに連日清掃業者さんですとか、機器の点検業者も日々来所していますので、今年はスケジュールを組んで空いている時間帯を作れるかどうかというのも含めて時間が作れるか考えています。来年度の夏休みに委員おっしゃったような、体験会などを開催し普段は入れない調理場エリアも清掃消毒が済む前であれば入れると思いますので、その開催のタイミングと機器メンテナンスのタイミングをうまく合わせ少しでも給食に馴染んでもらえるイベントもやれたらいいなと思っていますところです。

○教育委員

やったほうがいいというよりも、どうしてそれができるのだろうととても不思議に思ったので、検便もしないような方が入られるってことはとてもできないとは思いましたが、そうやってメンテナンスの前に計画することができるというふうに考えているということですね。ありがとうございました。

○職務代理者

どうぞ、お願いします。

○教育委員

補足です。豊橋の親子フード・カルチャー・インサマーという、毎年恒例の豊橋市の学校給食センターに行くイベントですけど、豊橋市今4か所給食センターがあって今年はそのうちの2か所が東部というところと、一番これ今取壊しが決まっている東部、廃止が決まっている東部給食センターというところと、あと本当にできたばかりの曙給食センターという2か所であったのですが、多分ティーズさんでやっているのはその取壊しがもう決まっている東部のほう、曙の給食センター最新鋭のところなのですが見学内容の内容が違って、曙さんの最新鋭のとはやっぱりさっき教育委員が言われたみたいに、食品ですとかのところにしっかり関係の検査していない人を立ち入らすことができないということで、かき混ぜたりとか白衣着たりとかというのはこっちの東部古いほうのセンターで、曙のほうはこっちで示されている内容、本当に見学通路から見学をして、最後に親子で人気の給食の献立を食べるという形なので、一応豊橋の保健所長さんにどうして内容が違うのですかと聞いたら、こっちはもう取壊しが決まっている大分老朽化されている給食センターなので、こういうことができるのです。その代わりど暑いのですので、取材も覚悟して来てくださいというふうに、調理場めちゃくちゃ暑いですし衛生環境がとてもちょっといいとは残念ながら言えない感じ。逆に最新鋭のほうはここと一緒に、何にも触れないみたいな感じで上から見学する、ビデオ見るだけでっていう感じなので。

○教育委員

十分それでいいかと思いましたが、そんなふうにしてできるのだったらやるというふうになるのかなと。でもそれって大変危ないなと思ったので、特にメンテナンスの前に強行することではないのかなとは思っております。

○教育委員

という事情があったようです。

○職務代理者

ありがとうございました。

そのほかで、はいどうぞ。

○教育委員

申込み手順のところなのですけれども、今説明で聞いてたのですが、ちょっとこれ読んでみますと何か煩わしいなという印象を受けました。これはこれでいいとしましても、例えば月に1回とか給食センター公開日というようなのをこちらでも提示をして、できるだけその日に来ていただくような感じにこちらはアピールをする。そうするとこう分散して、5人とか6人とか結構私それで大変だと思うのです。ですので、そういったオープンのような日をこちらで提示して、なるべくそれで来ていただくというふうにしたらどうかなと思います。先ほど見せていただいた動画が分かりやすくよかったのですが、せっかくの給食ですので次回また動画更新とかされると思うのですけれども、子供たちの笑顔がもしあったらもっといいのじゃないかなと思います。ちょっとこう配膳をしているところとか、おいしそうに食べているところとか、そういうのがあると非常にいいかなというのを今ちょっと気がついたので、ぜひ次回もよろしくお願いします。

○職務代理者

どうぞ。

○教育委員

以前、他県にある給食センターを見学に行ったときに試食ができました。そういう試食というのは、今プログラムにはありませんが、そういうのも一つアイデアかなと思いました。2点目は、動画の一番最初に初稿と書いてありました。初稿ということは、あの動画をまだ変えるということですか。

○学校給食課

試食については、まず見学を始めてみて、どれぐらいの反応があるのかというのを踏まえて、試食会も追加で受入れのメニューとしてやれたらいいなと思っております。ただ、試食をやるには、あらかじめかなり早い段階で申し込んでもらって、食材を注文するなど申し込み後に変更できないなどいろいろ誓約が出ると思いますのでこれも含めトータル的に考えていきたいと思っております。あの動画実は先ほどの操作した職員が撮影をして、ナレーションは栄養教諭がして、編集はほかの部署の職員がやったということで、全て外注ではなくて、内部で作った動画ですので、部分的には編集は可能かなと思っております。

○教育委員

1点目の試食というのは、3番目に「教育長が認めたとき」という項目がありました。見学先の教育長が僕らを招待してくれて、試食させてもらったのですね。だからああいうものができると、いいなと思いました。次に、さっきの動画は、よくできていると思います。ただ、委員の言われた子供の笑顔とか子供の姿がそこに現れるとか、アレルギー対応だとか、特色のある、新城市学校給食センターのビデオができると独自性が出ていいじゃないかなと思いました。

○教育長

よろしいですか。

○職務代理者

はい、お願いします。

○教育長

ごめんなさい、これ、誰が説明するのですたっけ。

○学校給食課

学校給食課の職員で対応したいと思っております。管理栄養士もおりますので。

○教育長

大人なら何の問題もないのです。小学生1年生から6年生までかなり発達段階に違いがあるので、今の例えばビデオにしても説明にしても、小学校6年生であれば優秀な子であれば大体理解できるぐらい、小学校3年以下だとかなり言葉を選ばないと食材と言った段階でもうアウトですので、そういうことを学校教育課の指導主事に一回投げて、小学校3年生バージョン作れと言ってみれば多分協力してくれると思います。ひょっとしたら、のんすけとか、かぶらないといけないかもしれん。

○職務代理人

私も同じこと思いました。ひょっとして課長さんが説明なさるのかなと思いながらですね、最後の動画が優しい女性の声ですので、心が穏やかになるというかそんな感じがしますけどね。

○学校給食課

対象者に応じて説明者は選定していきたいと思います。

○教育長

指導主事、学校教育課と連合チームつくってもいいよ。

○学校給食課

はい、分かりました。ありがとうございました。

○職務代理人

よろしいでしょうか、はい、どうぞ。

○教育委員

この説明の資料なのですが、概要ですとか給食費があつて、一番最後のその他の給食事故の発生状況は記載する必要があるのかどうかちょっと思ってしまったのですが、質疑応答が出たときだけ答えればいいかな、わざわざマイナスのことを記載する必要はあるのだろうか少し思ってしまったのです。せっかくここまで、すごくすてきなことがいっぱい書いてるので、隠すわけじゃないですけど質疑応答はなかったですがと聞かれたときだけお答えすればいいかなと少し思ってしまったのですけども。

○学校給食課

作っているときに、載せようかどうしようかな思いましたが、取りあえずで載せました。ないほうがいいでしょうかね。

○教育委員

ないほうがいいかなと私は思うのですが、ほかの委員さんはいかがでしょう。

○教育委員

そう思います。それときっとこれで見直しも行われていくでしょうから、1年目だからこの移行の過程だとかそういうのも必要だと思いますけど、これからはどんどん変わって行ってみ直されていくかと思うので、それからまた子供さんにはこういうのも出ないとは思っているので、子供さんには子供さんような、3年生、3・4年生、5・6年生、中学生ぐらいには分かれていくのかなんていうふうには思って、これがたたき台なのかなというふうには思いましたが、たたき台というのは基に一般の方たちに目で分かってくれたらというふうに考えましたけれども、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○学校給食課

その他はちょっと割愛させてもらって、最終版にしたいと思います。

ありがとうございました。

○職務代理者

ありがとうございました。

それでは、給食センターの説明会につきましては、以上でございます。

日程第4へ移らせていただきたいと思います。

日程第4 (1) 報告事項

○職務代理者

この後、給食センターの見学がありますので、ア、行事・出来事（8月、9月）について、報告事項がある事務局のみ説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○教育総務課

教育総務課はございません。

日程は資料のとおりでございます。よろしくお願いします。

○学校給食課

学校給食課も資料のとおりです。

以上です。

○学校教育課

学校教育課ですが、みがくがまた始まりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○生涯共育課

生涯共育課ですが、チラシを載せさせてもらっています。共育なのですが、PTAの事業として写真のコンテストをやっております。期限が9月15日までとなっており、PTA各学校テトル等で募集はしていますが、まだまだ応募が少ないようなので、また皆さんでできれば周知をお願いいたします。

以上です。

○生涯共育課

図書館ですけれども、通常ですと8月31日に月末休館日の館内整理でお休みですけれども、今回戦国博覧会が開催されるということで、31日を開館として皆さんには図書館にも寄っていただいたり、使っていただけたらと考えております。その代わりに、9月1日を休館日として、館内整理をさせていただきたいと思っております。

以上です

○生涯共育課

鳳来寺山自然科学博物館から資料の28、29ページをご覧いただきたいと思います。

9月20日に、初秋のきのこ観察会を鬼久保ふれあい広場で開催いたします。

続いて30ページから31ページをご覧ください。9月21日から23日まで、野生きのこのライブ展示「きのこ展」を開催いたします。また9月23日には、博物館学術委員の木村修司先生による「きのこの同定・解説会」を開催いたします。

博物館からは、以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

この件につきましてご質問等がありましたら、お願いします。

○教育委員

「連れてってわたしのしんしろ写真コンテスト」についてお願いします。自分が勤務していた学校で「マイホットマイタウン」という子供たちが自分の住む街を写して再発見していくという実践がありました。市内の小中学校にも案内を配って、そこで参加することによって子供たち大人まで、いろいろな写真が集まるという活動ができると思うのですが、いかがですか。

○生涯共育課

小中学校に、これは出しています。

○教育委員

そうですか。ぜひやってほしいと思うし、参加する写真は、どっかに展示されて表彰があるわけですね。

○生涯共育課

こちらPTAの事業としてやっておりますので、応募が今まだ少ないので、入賞は各校18小中学生、あとは保護者、先生も合わせて、地区ごとに入賞が3つを考えてます。

○教育委員

展示はどこかされるわけですか。

○生涯共育課

展示はちょっとまだそこまでは考えてはないですが。

○教育委員

そうですか。できたらいろいろなところに展示していただいて、文化祭や何かでもいいので、それあると励みにはなるかと思います。

○職務代理者

そのほか、いかがでしょうか。

はい、ほかにないようですので、以上をもちまして、令和7年8月新城市教育委員会定例会議を閉会いたします。次回の開催は9月25日木曜日を予定しております。会場は4階の会議室になりますので、よろしくお願いいたします。

ではこの後、給食センターの見学をしていただいて、終了とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

閉会 午後2時48分